

安城市農業委員会議事録（定例会）

日 時	令和4年8月22日（月） 開会 午後2時30分 閉会 午後2時55分
会 場	安城市役所本庁舎3階 第10会議室
委員会を構成する委員数	法第8条による委員数 14名 法第18条による委員数 28名
出席委員数	法第8条による委員数 13名 法第18条による委員数 24名
欠席委員	都築 英治委員、日高 広勝推進委員、中嶋 邦彦推進委員 杉浦 正紀推進委員、稲垣 英男推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	横山事務局長、大岡事務局課長、杉浦係長、松井主査、曾我主事、池田主事
議事録署名者	5 鶴田 晃康 委員 10 岩井 和男 委員

会議の記録

午後2時30分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の2名を指名

議事録署名者は 5 鶴田 晃康 委員 10 岩井 和男 委員

また、欠席者は 6 都築 英治委員 12 日高 広勝推進委員 14
中嶋 邦彦推進委員 20 杉浦 正紀推進委員 24 稲垣 英男推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第1 第32号議案 農地法第3条の規定による申請について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第1第32号議案、農地法第3条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号27及び28、設定4及び5の計4件です。

申請内容は、売買が2件、区分地上権の設定が2件です。

譲受人の理由は、農業経営規模の拡大を図るためが1件、農耕に精進するため
が1件、排水管理設のためが2件です。

譲渡人の理由は、高齢により耕作が困難なためが2件、相手方の要望によるた
めが2件です。

下限面積要件、耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調
査などで確認しておりまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許
可要件のすべてを満たすと考えております。

補足ですが受付番号28の方は受人耕作面積が0、つまり新規に就農される
方となりますが、就農するにあたり、●●の農協にてかんきつ栽培の講習を受け、
農地取得後は、●●にて20年以上ミカン栽培をしている販売農家から指導助
言を受けて耕作する予定です。申請者は、申請地約52アールに約300本のミ
カンを植え、4年後に年間約20トンの収穫を目指し管理する予定です。将来的
には、申請地に隣接した不耕作地を購入し、約4ヘクタールの農地に約2,40
0本のミカンを植え、年間約168トンの収穫を目指したいとのことでした。ま
た、申請者は79歳と高齢であります、妻及び45歳の息子も農業に従事する
予定をしており、後継者の問題はありません。

以上のことから、許可要件を満たすと考えております。

申請面積につきましては、田 2, 153 m²、畑 5, 284.60 m²の計 7, 437.60 m²です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第 2 第 3 3 号議案 農地法第 4 条の規定による申請について及び日程第 3 第 3 4 号議案 農地法第 5 条の規定による申請について

上記の議題について池田主事から次のとおり説明があった。

それでは日程第 2 第 3 3 号議案、農地法第 4 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 9 番及び 10 番の 2 件で、転用目的は、住宅建築が 1 件、農業用倉庫の建築が 1 件です。

申請面積は、田 1, 925 m²、畑 690 m²、合計 2, 615 m²です。

続きまして日程第 3 第 3 4 号議案、農地法第 5 条の規定による申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号 85 番から 93 番までの 9 件です。転用行為別に見ますと、分家住宅が 5 件、駐車場が 2 件、店舗及び住宅が 1 件、コンビニエンスストアの建築が 1 件です。

面積につきましては、田 4, 350 m²、畑 2, 529 m²、合計 6, 879 m²です。

このうち農地法第 5 条による申請、受付番号 91 番につきまして、別冊の資料でご説明します。右肩に「日程第 3 第 3 4 号議案資料」と書かれた資料をご覧ください。

本案件の申請日は令和 4 年 8 月 5 日、同日農業委員会受付となっております。本案件は受人が、渡人の所有する田及び畑を転用し、コンビニエンスストアを建築するものです。受人は●●に拠点を置き、コンビニエンスストア経営に関する事業を行っている法人で、更なる業務拡大のために新たなコンビニエンスストアの出店場所を模索していたところ、申請地が県道 2 線の交わる角地に位置し、受人の出店方針である大型車両等の運転手が車内で休憩可能な大規模な駐車場を確保するドライブイン方式での運営が可能な場所であることから、本申請を検討するに至りました。

資料 2 ページが位置図となっており、資料の概ね中心にある黒塗り部分が申請地となっております。続いて 3 ページが申請地の隣接地目が分かる資料とな

っております。なお、本計画は宅地1,534.70㎡及び水路87㎡を一体利用する計画となっております。

また、本申請地の立地基準ですが、資料3ページをご覧くださいとおり、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地であるため、第3種農地と判断しており、許可基準は許可できます。

次に、資料4ページが土地利用計画となっております。排水計画については、汚水排水については合併浄化槽にて処理後に南側の既設水路へ放流する計画となっております。また、雨水排水については、敷地内に設置したスリット側溝と排水管から、油水分離槽及びオリフィス柵を経由し、南側の既設排水路へ放流する計画となっております。

なお、土砂の流出は敷地境界にコンクリートブロックを設置することで、防止する計画となっております。

資金計画についても申請者は支障なく転用行為を行うために必要な資力があると判断しています。

説明案件を含む4条、5条申請あわせ11件いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続がされていることを確認しております。

申請面積1,000㎡以上の案件については、説明案件の他は、受付番号86番及び89番です。資料5ページ及び6ページにそれぞれ位置図を添付しておりますので、場所の確認をお願いいたします。

なお、今回の申請に関する現地調査につきましては、8月12日金曜日に鶴田晃康委員と都築英治委員にご協力いただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 報告第8号 専決処分について

上記の議題について松井主査から次のとおり説明があった。

日程第4報告第8号専決処分についてご報告いたします。
始めに、農地法第4条の届出についてご説明申し上げます。
今回の届出は、受付番号52・53の2件です。
転用行為別にみますと、住宅の建築が2件です。

面積は、畑607㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号64から69の6件です。

転用行為別にみますと、住宅の建築が2件、分譲宅地用地が3件、事務所の建築が1件です。

面積は、田887.36㎡、畑418㎡の合計1,305.36㎡となっております。

最後に、農地法第18条による合意解約についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号76から79の4件です。

解約事由別にみますと、収用のための1件、売却するための3件です。

面積は、田3,757.28㎡となっております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

□ 農用地利用計画変更申出について

上記の議題について曾我主事から次のとおり説明があった。

別紙として事前に配布してある資料のA4両面刷りの用紙、「農用地利用計画変更申出総括表」をご覧ください。

今回、令和4年7月にありました農用地利用計画の変更申出につきましてご説明申し上げます。

申出の内訳は、用途変更が1件、面積は21㎡でした。

用途変更の目的は農業用施設への通路が1件です。次のページ以降の調書と併せてご確認ください。

なお、非常に狭小な面積ですが、令和4年4月に許可されたライスセンターの建築中に、通路の一部を除外・転用し忘れていたことに気付いたため、追加で拡張を申し出るものです。

なお、現地確認につきましては、8月12日に、都築英治委員と、鶴田晃康委員にお願いし、実施いたしました。

本委員会でご了承いただくことができましたら、通知書を発行させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について杉浦係長から次のとおり説明があった。

1、「粘土採掘場の現地調査に係る是正指導結果について」でございますが、6月28日に施工中の粘土採掘場を調査し、6事業者に対して14点の是正指導を行いました。是正期限である8月5日までに、全事業者からは是正完了の報告を受けております。

2、「農地パトロール（利用状況調査）について」でございますが、皆様におかれましては、お忙しい中、また、大変暑い中での農地パトロールにご協力いただきまして、誠にありがとうございます。この件につきまして、農地利用最適化推進委員の方は、本日、農地利用状況調査日報告様式を、農業委員の方は、不耕作地の指導に関する意見書、違反転用農地の指導に関する意見書、調査用地図を事務局にご提出いただきますよう改めてお願い申し上げます。

3、「農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」ですが、1ページの資料のとおり、9月15日（木）に知立市のパティオ池鯉鮒にて、ご覧の研修会が開催されますので、すべての委員の方のご出席をお願いしております。

また、当日は市の大型バスで送迎をさせていただきますが、バスは午後0時30分にさくら庁舎前を発車します。乗車を希望される方は、必ず当日の午後0時30分前までに、さくら庁舎前にお越しください。

事前に送付させていただきました、研修会の出欠席の確認につきましては、開始前に回収させていただきましたが、まだ提出されてみえない委員の方は、お帰りの際に職員に手渡してください。

4、「ふれあい田んぼアート2022」についてですが、別にお配りしましたチラシのとおり、9月17日（土）の午前9時より、田んぼアート会場にて稲刈りを行います。300名程度の規模で実施する予定です。

5、「次回予定」でございますが、9月22日（木）の午後1時30分から、本庁舎3階第6会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて定例会を、午後3時30分から研修会を行います。なお、来月の研修会は、「市の雨水対策事業の現状」につきまして、市の土木課の職員から講義をしてもらう予定をしております。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後2時55分、議長は閉会を宣する。